

# 新郷村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 2,823	千円 2,904,106	千円 183,625	千円 538,911	% 18.56	% 20.1

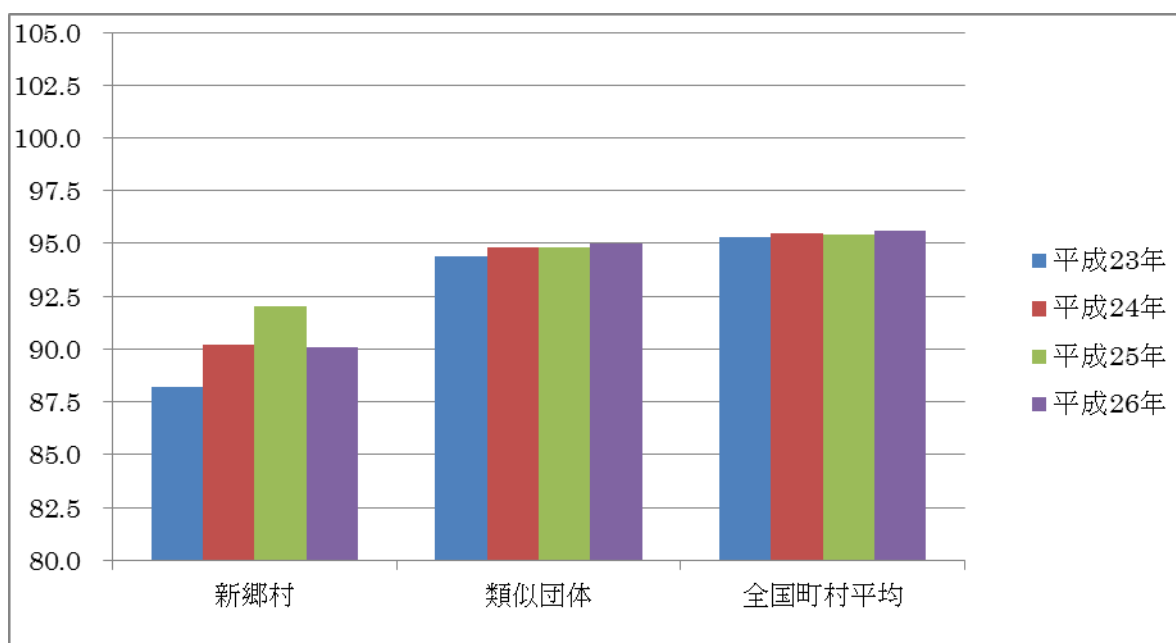
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 58	千円 207,005	千円 23,948	千円 71,926	千円 302,879

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,222	千円 5,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と比べて高齢層職員の抑制措置が少ないことによる。

高齢層職員の昇給抑制等の実施については、今後の課題であり、検討しているところである。

#### (4) 給与改定の状況 ※人事委員会を置いていないため省略

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 —	円 —	円 ( — %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から4級・5級・6級に号俸を増設。また、激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）支給なし

（実施時期）なし

（参考）

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	3%	1%
新郷村の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

特になし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新郷村	42.5歳	295,222 円	324,919 円	316,461 円
青森県	43.5歳	334,700 円	402,886 円	366,659 円
国	43.5歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.6歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

②技能労務職 ※個人情報保護の観点から省略（対象1名）

③教育職 ※該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

**(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)**

区 分		新 郷 村	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	174,200円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	142,100円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	137,200円	139,500円	—
	中 学 卒	129,200円	127,700円	—

**(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)**

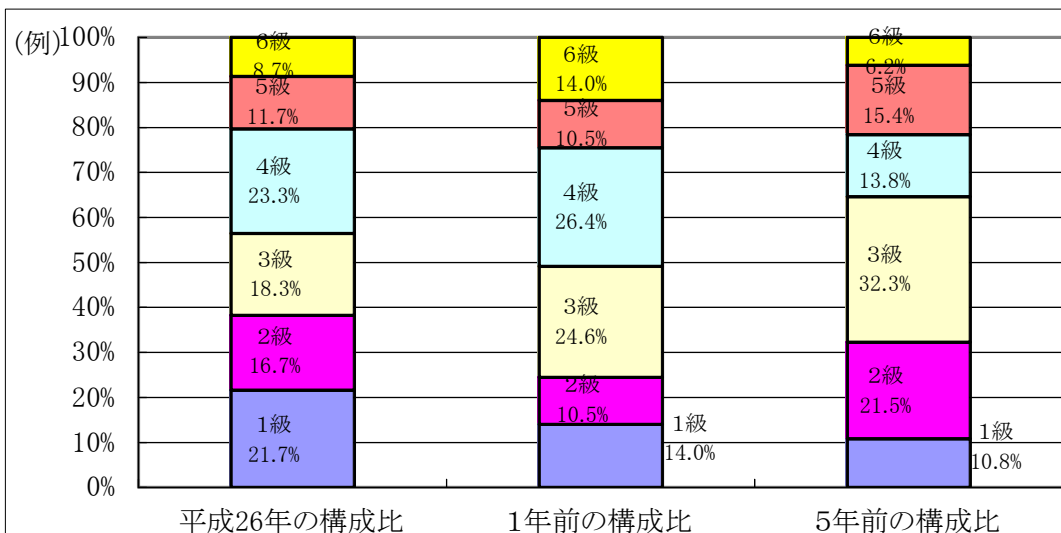
区 分		経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	244,400 円	306,550 円	— 円	366,150 円
	高 校 卒	224,950 円	281,616 円	288,050 円	297,400 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事	5人	8.3%	320,600円	422,600円
5級	副参事	7人	11.7%	289,200円	400,600円
4級	総括主幹	14人	23.3%	261,900円	388,300円
3級	主幹	11人	18.3%	222,900円	354,700円
2級	主査	10人	16.7%	185,800円	307,800円
1級	主事	13人	21.7%	135,600円	243,700円

- (注) 1 新郷村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給としている。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

新 郷 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,345 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,497 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

一律支給している。

### (2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

新 郷 村	国
(支給率) 自己都合 21.62 月分 応募認定・定年 27.025 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.7 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算) 1人当たり平均支給額 23,329 千円	(支給率) 自己都合 21.62 月分 応募認定・定年 27.025 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.7 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	0 %	0 人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	90.1 (90.1)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		9,156千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		4,578,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		2.7%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療手当	国民健康保険診療 所の医師または技 師として医療に従 事する職員	国民健康保険診 療所の医師また は技師として医 療に従事したと き	9,000千円	750,000円/月
往診手当			—	健康保険法の規定 単位×往診料の点数
X線手当			156千円	【医師】 10,000円/月 【技師】 3,000円/月

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	7,537	千円
職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）	103	千円
支給実績（24年度決算）	8,357	千円
職員1人当たり平均支給年額 （24年度決算）	114	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円/月 配偶者以外 6,500円/月 配偶者のいない場合の扶養 親族1人 11,000円 /月 16~22歳の扶養親族1人 につき 5,000円/月 加算	同		千円 8,225	円 257,000
住 居 手 当	【借家】家賃に応じて 100円/月~27, 000円/月	同		千円 1,746	円 291,000
通 勤 手 当	交通機関利用の場合 運賃相当額（最高支給限度額5 5,000円/月） 交通用具利用の場合 距離に応じ 2,000円/月~35 ,000円/月	同		千円 4,576	円 72,000

管理職手当	20,000円/月～30,000円/月		異	①総務課の参事又は課長、診療所長及び会計管理者 30,000円/月 ②参事(6級) 25,000円/月 ③副参事(5級) 20,000円/月	千円 4,320	円 288,000
寒冷地手当	世帯主	扶養親族がいる場合 89,000円 扶養親族がいない場合 51,000円	同		千円 4,821	円 66,000
	世帯主以外 36,800円 ※上記金額は年額 5分の1の額を11月～3月に支給					

## 5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	村長	763,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000円 / 458,500円 647,000円 / 421,500円
	副村長	604,000円	
報酬	議長	283,000円	310,000円 / 171,100円
	副議長	240,000円	251,000円 / 119,000円
	議員	225,000円	230,000円 / 100,000円
期末手当	村長	(25年度支給割合) 2.85 月分	
	副村長	(25年度支給割合) 2.85 月分	
退職手当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副村長	$763,000 \times \text{在職月数} \times 0.455$	1,666万円
	備考	$604,000 \times \text{在職月数} \times 0.265$	768万円
	備考	—	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

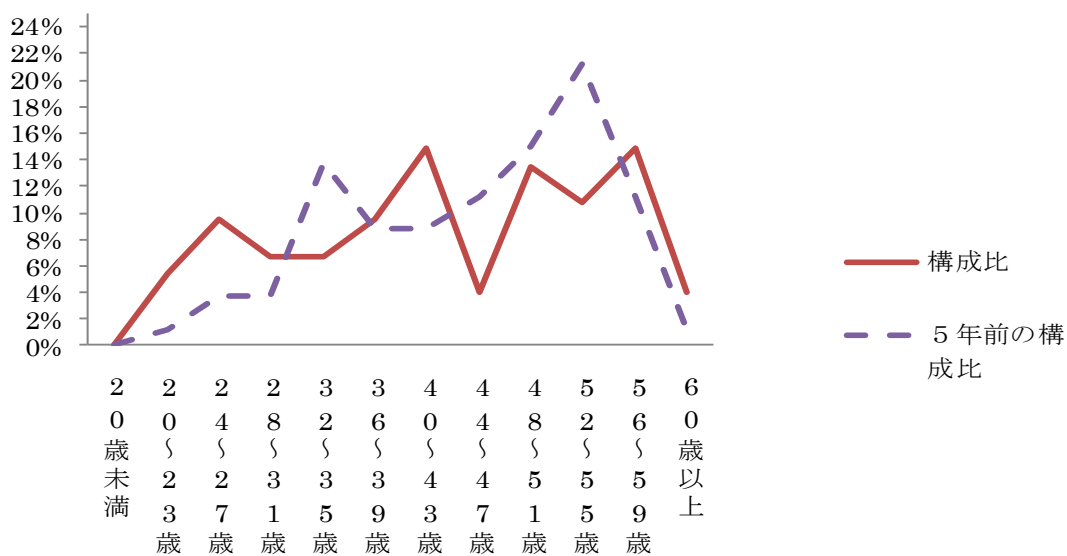
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年	平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	△ 1	事 務 見 直 し に よ る 減	
		総 務	20	19			
		税 務	4	4			
		民 生	9	8	△ 1	退 職 に よ る 減	
		衛 生	2	2			
農 林 水 産		8	8				
商 工		4	3				
土 木	4	4					
	計	52	50	△ 2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 177.11 人 ( 類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 172.33 人 )		
	教 育 部 門	7	7	0			
	小 計	59	57	△ 2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 201.91 人 ( 類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 207.11 人 )		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	下 水 道	7	8	1	再 任 用 職 員 に よ る 増	
		簡 易 水 道	1	1			
		其 他	1	1			
		其 他	6	7	1	事 務 見 直 し に よ る 増	
	小 計	15	17	2			
合 計		74	74	0	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 262.13 人		
		[ 107 ]	[ 107 ]	[ 0 ]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	4	7	5	5	7	11	3	10	8	11	3	74

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	53	52	53	52	50	△6(△10.7)
教育	10	8	9	7	7	7	△3(△0.3)
普通会計計	66	61	61	60	59	57	△9(△13.6)
公営企業等会計計	14	14	14	14	15	17	3(21.4)
総合計	80	75	75	74	74	74	△6(7.5)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

※ 該当なし